

「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」の意見（平成28年7月報告書公表）に対する実施状況

事案（平成28年7月報告書公表）】

No.	意見先	意見内容（平成28年7月22日）	実施内容等 【経済産業省】（平成29年3月現在） 【厚生労働省】（平成29年4月現在） 【国土交通省】（平成29年3月現在） 【消費者庁】（平成29年4月現在）	確認事項 (消費者安全調査委員会)	確認事項への回答 【経済産業省、厚生労働省、 国土交通省、消費者庁】
1	経済産業省	1. (1) ハンドル形電動車椅子の設計・販売に関するリスク低減策の実施 ①発進操作機構の改善 ハンドル形電動車椅子は、1か所（アクセルレバー）を1方向に軽く（手を乗せる程度）押すだけの簡単な操作で発進できる機構となっている。踏切等で停止して待機している状況でアクセルレバーに意図せず触れて発進した場合は、重大な事故に至る可能性が高いため、簡単でかつ意図しない発進をしてしまうことを防ぐ操作方式に見直すように製造事業者（開発・設計事業者を含む）に指導すること。	2016年8月5日経産省から電動車いす安全普及協会へ要請文書を発出 2016年9月23日電動車いす安全普及協会臨時総会開催、会員各社へ要請内容を周知 会員各社で改善対応中	1. 電動車いす安全普及協会への指導内容（スケジュールを含む）を御教示ください。 2. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者における対応も必要と考えますが、それらについては、どのような対応をされていますでしょうか。	1. 電動車いす安全普及協会への指導内容 ①発進操作機構の改善 乗降時及び停車中にアクセルレバーに意図せず触れて発進してしまうことを防ぐ操作方式に見直す等改善を行うことを貴協会会員企業に周知徹底すること。 ※電安協への文書にはスケジュールは明記していない。 電安協からの報告によると、指摘事項に該当する機種については、 ①2016年5月生産分から、アクセルレバーをハンドルより下方に配置する等の改善を1社で対応済み ②2017年6月12日から、アクセルレバーを引き揚げ方式に変更することについて1社で改善対応済み ③2018年中をメドに会員各社は改善を実施する予定のこと。 2. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者については、関係機関と連携し、HP等を通じ周知することを検討予定。
2	経済産業省	1. (1) ②前方構造の改善 路外逸脱による重大な事故に至る可能性を低減するため、前輪近くの路面の視認性を極力確保したハンドル形電動車椅子の構造に見直すように製造事業者（開発・設計事業者を含む）を指導すること。	2016年8月5日経産省から電動車いす安全普及協会へ要請文書を発出 2016年9月23日電動車いす安全普及協会臨時総会開催、会員各社へ要請内容を周知 会員各社で改善対応中	1. 電動車いす安全普及協会への指導内容（スケジュールを含む）を御教示ください。 2. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者における対応も必要と考えますが、それらについては、どのような対応をされていますでしょうか。	1. 電動車いす安全普及協会への指導内容 ②前方構造の改善 路外逸脱による重大な事故に至る可能性を低減するため、前輪近くの路面の視認性を極力確保したハンドル形電動車椅子への改善を行うことを貴協会会員企業に周知徹底すること。 ※電安協からの報告によると、指摘事項に該当する機種については、 ①2016年5月生産分から、旧モデルに加えて、前方の視覚範囲が狭くなる等の変更を1社で対応済み ②2018年中をメドに会員各社は改善を実施する予定のこと。 2. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者については、関係機関と連携し、HP等を通じ周知することを検討予定。
3	経済産業省	1. (1) ③使用環境の確認強化 ハンドル形電動車椅子販売時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）を確認し、使用予定者に確実に説明することを販売事業者に指導すること。	2016年8月5日経産省から電動車いす安全普及協会へ要請文書を発出 2016年9月23日電動車いす安全普及協会臨時総会開催、会員各社へ要請内容を周知 電動車いす安全普及協会において使用者確認票の確認項目の見直しを行い、使用者確認票を改訂 会員各社で使用者確認票等を用いた確認について対応中	1. 改訂した使用者確認票を提示してください。 2. 使用者確認表の確認項目見直しに際し、リスク度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）をどのように確認することとしたのか御教示ください。 3. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者における対応も必要と考えますが、それらについては、どのような対応をされていますでしょうか。	1. 別添使用者確認票参照 2. 利用を開始する者との現地確認及び聞き取りでの確認を想定している。 3. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者については、関係機関と連携し、HP等を通じ周知することを検討予定。
4	経済産業省	1. (1) ④踏切道の走行に関する禁止行為又は注意事項の製品表示 踏切道の走行に関する禁止行為又は注意事項を示す表示をハンドル形電動車椅子本体に行うように製造事業者（開発・設計事業者を含む）を指導すること。	2016年8月5日経産省から電動車いす安全普及協会へ要請文書を発出 2016年9月23日電動車いす安全普及協会臨時総会開催、会員各社へ要請内容を周知 電動車いす安全普及協会でステッカーを作成し、会員各社で貼付予定	1. ステッカーを示してください。 2. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者における対応も必要と考えますが、それらについては、どのような対応をされていますでしょうか。	1. 別添ステッカー参照 2. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者については、要望があれば、有料でステッカーを販売する。

事案（平成28年7月報告書公表）】

No.	意見先	意見内容（平成28年7月22日）	実施内容等 【経済産業省】（平成29年3月現在） 【厚生労働省】（平成29年4月現在） 【国土交通省】（平成29年3月現在） 【消費者庁】（平成29年4月現在）	確認事項 (消費者安全調査委員会)	確認事項への回答 【経済産業省、厚生労働省、 国土交通省、消費者庁】
5	経済 産業省	1. (1) ⑤踏切道の単独走行を想定したリスクアセスメントの実施 多くの製造事業者が単独での踏切走行について、禁止行為である又は介助者を同行する旨の注意事項としているが、使用者の様々な状況や必要性によっては、踏切を単独走行せざるを得ない場合もあり得るため、使用上のリスクが高いとされている踏切道の単独走行について、リスクアセスメントを実施して、リスク低減策を検討すること。	2016年9月23日の電動車いす安全普及協会臨時総会の際に経産省及びNITE担当者が出席、リスクアセスメント、R-MAPの作成手順等を説明。引き続き、電動車いす安全普及協会及び会員各社からの要望に応じ、リスクアセスメント等の評価・助言を経産省及びNITEが実施していく。	1. 貴省において、いつまでにリスクアセスメントを実施し、リスク低減策を検討するのか御教示ください。	現在、電動車いす安全普及協会からの要請により主にNITEがリスクアセスメント等の評価・助言を行っているところ。2018年中を目途にリスク低減策の検討を行う予定。
6	経済 産業省	1. (1) ⑥使用環境に適合した製品の提供 ハンドル形電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度10°以下）を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように販売事業者を指導すること。	2016年8月5日経産省から電動車いす安全普及協会へ要請文書を発出 2016年9月23日電動車いす安全普及協会臨時総会開催、会員各社へ要請内容を周知 警告機能が備わっていない機種を扱っている者については、対応を検討中	1. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者における対応も必要と考えますが、それらについては、どのような対応をされていますでしょうか。	1. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者については、関係機関と連携し、HP等を通じ周知することを検討予定。
7	経済 産業省	1. (2) ①製品の直進走行性の点検及び調整を定期点検項目とし、その他の点検項目及び点検周期についても可能な限り標準化を図るように製造事業者（開発・設計事業者を含む）を指導すること。	2016年8月5日経産省から電動車いす安全普及協会へ要請文書を発出 2016年9月23日電動車いす安全普及協会臨時総会開催、会員各社へ要請内容を周知 電動車いす安全普及協会において点検項目及び点検周期の標準化を検討中	1. 標準化された定期点検の実施促進が望ましいと考え、標準化を早急に行う必要があると考えます。標準化に関するスケジュールを御教示ください。	1. 標準化に関するスケジュール 5月31日：電動車いす安全普及協会技術部会にて標準化案作成 現在、電動車いす安全普及協会で標準化した点検項目及び点検周期に従った内容の取扱説明書、点検記録簿等の書類を各社で作成中。今年度中に順次切り替え予定。
8	経済 産業省	1. (2) ②定期点検の実施促進を販売事業者に促すこと。	2016年8月5日経産省から電動車いす安全普及協会へ要請文書を発出 2016年9月23日電動車いす安全普及協会臨時総会開催、会員各社へ要請内容を周知 会員各社で販売事業者への周知方法について検討中	1. 電動車いす安全普及協会の会員各社は、どこまでの販売事業者に対し、具体的にどのような内容の周知を行うのか御教示ください。なお、販売事業者における定期点検の実施促進は、周知だけでは困難ではないでしょうか。 2. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者における対応も必要と考えますが、それらについては、どのような対応をされていますでしょうか。	1. 1社が2016年7月27日に全国の販売代理店に書面で定期点検の実施促進を通知したのを皮切りに、順次通知を開始し2018年3月までに周知を行う予定。 また、各社取扱説明書に点検項目を記載したり点検記録簿を充実するなど、ユーザーへの告知も強化している。 2. 電動車いす安全普及協会非加盟事業者については、関係機関と連携し、HP等を通じ周知することを検討予定。
9	経済 産業省	1. (3) ①路外逸脱による転落を使用者の注意に頼らない方法で防ぐことを目的として、転落リスクの自動検知機能及び自動停止機能の研究を促進すること。	対応方針について検討中		
10	経済 産業省	1. (3) ②対人・対物への衝突を防ぐことを目的として、衝突リスクの自動検知機能及び自動減速機能の研究を促進すること。	対応方針について検討中		
11	経済 産業省	1. (3) ③今後10年間で高齢者人口が著しく増加すると推定される首都圏に、ハンドル形電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度：10°）を超える急坂が点在していると考えられるため、登降坂性能向上のための研究を促進すること。	対応方針について検討中		

事案（平成28年7月報告書公表）】

No.	意見先	意見内容（平成28年7月22日）	実施内容等 【経済産業省】（平成29年3月現在） 【厚生労働省】（平成29年4月現在） 【国土交通省】（平成29年3月現在） 【消費者庁】（平成29年4月現在）	確認事項 (消費者安全調査委員会)	確認事項への回答 【経済産業省、厚生労働省、 国土交通省、消費者庁】
12	経済 産業省	4. 経済産業大臣は、関係機関及び団体の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の購入使用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。	2017年3月21日経産省から電動車いす安全普及協会へ講習会実施に関する協力依頼文書を発出 今後、消費者庁、厚生労働省、経済産業省連名で警察庁へ講習会実施に関する協力依頼文書を発出予定	1. 昨年度の講習会の開催状況及び今年度の予定を御教示ください。 2. 今年度の講習内容に昨年度との違いがあれば御教示ください。	1. 昨年度の講習会の開催状況 電動車いす安全普及協会+各社合計127回、6245人参加 今年度については、消費者庁・厚生労働省・経済産業省連名で警察庁へ講習実施に関する協力依頼文書を発出したため、増加が見込まれる。 上記以外にも、販売の際、利用者に対して個別に安全講習を実施しているところ。 2. 今年度の講習内容（昨年度との違い） 可能な限り、模擬体験等の体験型講習を取り入れ、 ・発進待機中の意図しない発進を防止するための留意点 ・踏切を渡る際の留意点 ・ハンドル形電動車椅子の登坂性能を上回る傾斜角度の登り又は下り坂を走行する場合の 留意点 について周知する。
13	厚生 労働省	2. (1) ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策（運転者の身体の能力及び運転適正の確認強化）として、以下を試行すること。 ①介護保険制度を利用したレンタル利用者に対し、既に行われている身体の能力及び運転適性の確認方法に、認知機能の検査手法や運転履歴情報に基づく運転適性の確認を追加し、確認結果の経時的な変化を分析することにより身体の能力及び運転適性の低下の有無について評価すること。 運転適性の確認は、経済産業省の協力を得て、有用な運転履歴情報の検討及び現在のハンドル形電動車椅子が有する運転記録機能に運転履歴情報の保存及び出力機能を付加して活用すること。	・平成29年度において、具体的なリスク低減策に係る調査研究事業を実施する予定。 ・具体的には、認知機能の検査手法の検討のほか、経済産業省の協力を得て、運転履歴情報に基づく運転適正の確認手法の検討を行うこととしている。	1. 検討事項について、より具体的な計画を御教示下さい。	平成29年度の調査研究事業において、先行文献等の研究や運転履歴情報の内容の確認・分析を行うことを予定している。これらを踏まえ、身体能力及び運転適性との関係性について考察することを予定している。
14	厚生 労働省	2. (1) ②身体の能力（感覚機能、運動機能、認知機能など）及び運転適性の低下が認められた利用者に対しては、貸与側が使用環境に留意し、経済産業省の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の最高速度を下方変更し、その効果を検証すること。	No.13の検討状況を踏まえつつ、経済産業省の協力を得て、平成29年度の調査研究事業において、必要な検討を行うこととしている。		
15	厚生 労働省	2. (2) ①ハンドル形電動車椅子貸与時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。	・本年1月開催の「全国厚生労働関係部局長会議」及び3月開催の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、今般の意見内容が適切に実施されるよう、都道府県等に対し、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等への周知及び対応について徹底を図った。 ・また、本年3月には、関係省庁と継続的に行って検討内容を踏まえ、都道府県等に対し、改めて関係通知を発出し、適切な実施に向けて徹底を図った。 ・さらに、本通知の内容については、一般社団法人日本福祉用具供給協会及び一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会に対しても別途通知し、重ねての周知及び対応の徹底を図った。	1. 発出した通知等を御教示ください。	添付のとおり。

事案（平成28年7月報告書公表）】

No.	意見先	意見内容（平成28年7月22日）	実施内容等 【経済産業省】（平成29年3月現在） 【厚生労働省】（平成29年4月現在） 【国土交通省】（平成29年3月現在） 【消費者庁】（平成29年4月現在）	確認事項 (消費者安全調査委員会)	確認事項への回答 【経済産業省、厚生労働省、国土交通省、消費者庁】
16	厚生労働省	2. (2) ②ハンドル形電動車椅子の登坂性能（傾斜角度10°以下）を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。	No.15のとおり		
17	厚生労働省	2. (2) ③緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周囲へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。	No.15のとおり	1. 福祉用具関係者による検討状況を御教示ください。	一般社団法人日本福祉用具供給協会及び一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会にヒアリングを実施したところ、 ・踏切の横断に際し、脱輪等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車いすの警音器又は周囲の協力を得て非常押しボタンを使用する ・急坂等の走行に際し、バランスを崩す等により動けなくなった場合には、ハンドル形電動車いすの警音器を使用する といった指導を行っていることが確認できた。
18	厚生労働省	4. 厚生労働大臣は、関係機関及び団体の協力を得て、介護保険制度を利用したレンタル利用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。	・関係省庁と継続的に行ってきました検討内容を踏まえ、本年3月、都道府県等に対して関係通知を発出し、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等への周知及び対応について徹底を図った。 ・さらに、本年4月には、厚生労働省、消費者庁及び経済産業省が連名で通知を発出し、警察庁に対して、ハンドル型車椅子に係る交通安全講習会等の開催について、協力を依頼した。	1. 今年度の教育・訓練内容について、昨年度との違いがあれば御教示ください。	当省が本年3月に発出した通知において、市町村に対し、可能な限り講習会等に模擬体験等の体験型講習を取り入れるよう依頼をしたところである。
19	国土交通省	3. 踏切道で路外逸脱及び脱輪して立ち往生した場合、重大な事故に至る可能性が考えられるため、既に国土交通省の高齢者等による踏切事故防止対策検討会から示された対策を早急に実施することに加え、脱輪した場合でも自走で踏切道へ復帰できるような踏切道側部の構造等を検討すること。 なお、本改修検討は、踏切道側部から線路内への誤進入防止策について、リスク低減の原則（ISO/IECガイド51-6.3項又はJIS Z8051-6.3項を参照。）に基づく整理を行った上で実施すること。	・H28. 11月 鉄道事業者を集めて会議開催済み ・H28. 12月～2月 踏切道側部の構造等の実態調査 ・H29. 3月～4月 実態調査結果に基づき、今後の対応策を検討中 ・H29. 5月 検討した対応策に基づき措置予定	1. 実態調査結果及び対応策を示してください。 2. バラスト余盛り又はアスファルト舗装により、踏切道側面に段差を生じないように施工することについて、貴省の見解を御教示ください。	1. 実態調査結果及び対応策を示してください。 (1) 「高齢者等による踏切事故防止対策検討会」から示された対策の推進 国土交通省では、当該検討結果を踏まえ、平成28年3月の踏切道改良促進法の改正を機に、踏切保安設備整備に対する補助の対象に、検知能力の高い障害物検知装置や非常押しボタン等を追加する措置を講じました。このような補助事業も活用しながら、関係者との連携の下、検討会でとりまとめた対策を着実に実施し、踏切事故防止に努めてまいります。 (2) 脱輪した場合でも自走で復帰できるような踏切道側部の構造等の検討 国土交通省では、消費者安全調査委員会からの意見を踏まえ、鉄道事業者に対して踏切道側部の構造等に関する実態調査を行いました。その結果、自動車等が落輪した場合に自力復帰できるような対策として踏切道側部へのスロープ設置の他、踏切道内での路外逸脱や脱輪を防止する対策として踏切道端部へのロック設置や踏切道端部に進行しないための路面標示等が鉄道事業者において行われていることを確認しました。 一方で、踏切道側部のスロープについては、運輸安全委員会から出された鉄道事故調査報告書において、線路内に進入した際の衝撃を小さくするために自動車運転者が線路内に進入したことをすぐに認識できず、自動車運転者が誤って線路内を走行した可能性が示されていることや、踏切道側部の軌道構造や支障物によっては設置できない場合があることから、現場の状況等を踏まえ、設置の判断を慎重に行う必要があると考えます。 以上のことから、国土交通省では、上記対策の効果や他への影響等について、鉄道事業者からのヒアリング等により分析を行ってまいります。 2. バラスト余盛り又はアスファルト舗装により、踏切道側面に段差を生じないように施工することについて、貴省の見解をご教示ください。 →アスファルト舗装等による踏切道側面に段差を生じさせない構造については、一部の事業者において、自動車の脱輪時の自力復帰を目的に実施されているものと認識しています。

事案（平成28年7月報告書公表）】

No.	意見先	意見内容（平成28年7月22日）	実施内容等 【経済産業省】（平成29年3月現在） 【厚生労働省】（平成29年4月現在） 【国土交通省】（平成29年3月現在） 【消費者庁】（平成29年4月現在）	確認事項 (消費者安全調査委員会)	確認事項への回答 【経済産業省、厚生労働省、 国土交通省、消費者庁】
20	消費者 庁	4. 消費者庁長官は、こうした教育・訓練が、複数の行政機関の関与を必要とするところから、本施策の遂行に当たっては、効果的な運用となるよう実施計画等について十分な調整を行うこと。	平成28年12月12日に経済産業省、厚生労働省と打ち合わせを実施。平成29年2月13日に、警察庁と上記2省とともに打ち合わせを実施。また平成29年4月5日に、消費者庁、厚生労働省、経済産業省が3省庁連名で警察庁へ「ハンドル形電動車椅子に係る交通安全講習会等について（協力依頼）」を提出し、平成29年4月13日付で警察庁から、各都道府県警察へ協力依頼の通知を発出	1. 教育・訓練への参加を促し継続的に実施する前に、教育・訓練のプログラム標準を策定することが先決と考えますが、その状況を御教示ください。	教育・訓練のプログラム標準の策定については、今後、関係省庁と検討していきたい。
21	消費者 庁	5. 前1～4に記載した各対策が総合的かつ体系的に実施されるよう、消費者庁が消費者安全に関する司令塔として、関係省庁間の調整を行うこと。その際、消費者の安全が十分に確保されるように努めること。	今後、経済産業省、厚生労働省、国土交通省との合同打合せを実施予定。各省の進捗状況の確認と、省庁間の調整の有無を確認する。		